

2018年2月9日

商品類型 No.103「衣服 Version3.4」の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯

商品類型 No.103「衣服 Version3」では、グリーン購入法の「環境物品等の調達推進に関する基本方針」の「判断の基準」に対して同等以上となるよう整合性に留意して、認定基準を制定している。2018年2月9日閣議決定により、同基本方針の特定調達品目である「作業手袋」について、未利用繊維に係る判断の基準が追加されたことを受け、同基本方針との整合を図るべく改定を行う。

2. 改定箇所

以下のとおり、「表2 個別製品ごとの基準配合率」における「作業用手袋」の基準配合率を改定する。（見え消し部を削除、下線部を追加）

4. 認定の基準と証明方法

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-1.主環境要件に関する基準と証明方法

申込製品は、以下の(1)～(5)の基準項目のいずれか1つの項目を選択し、適合すること。

- (1) 製品全体の総質量（ボタン、ファスナ、ホック、縫糸などの小付属を除く繊維部分質量。以下、繊維部分質量とする）に占める未利用繊維、リサイクル繊維の質量割合が表1の基準配合率を満たすこと。ただし、表2に該当する製品は、表2の基準配合率を満たすこと。なお、エコマーク認定の小付属またはプラスチック部品などの樹脂材料を使用する場合には、その再生材料分を質量割合の計算に計上してもよい。

<表1 省略>

表2 個別製品ごとの基準配合率 ※「作業用手袋」部分を抜粋

該当製品	基準配合率
作業用手袋	製品全体の総質量（繊維部分質量であって、すべり止め塗布加工部分を除く）に占める未利用繊維、反毛繊維の質量割合が70%以上であり、かつ 未利用繊維の質量割合またはポストコンシューマ素材を50%以上含む <u>の質量割合が50%以上である</u> こと。またはポリマーリサイクル繊維、ケミカルリサイクル繊維の質量割合が50%以上であること。

3. 改定日： 2018年3月1日